

【アメリカ】内国歳入法の改正—トランプ口座（Trump Accounts）の制度運用開始—

専門調査員 海外立法情報調査室 倉橋 哲朗

* 2026 年 7 月 4 日、18 歳未満の米国市民を対象とした税制優遇口座であるトランプ口座及びこれに連邦政府が拠出するパイロット・プログラムの制度運用が開始された。

1 経緯

トランプ口座（後掲 2（1））の創設は、2025 年 7 月 4 日に制定された、上下両院が議決した予算決議に基づく財政調整法¹である「下院提出両院一致決議第 14 号第 2 編に基づく調整を規定する法律」²（以下「OBBBA」）の第 7 編（財政）A 部（税制）第 2 章「中間所得層に新たな税制優遇措置を実施するという大統領の優先事項の実現」に掲げられた政策事項のうちの一つ³である（同法第 70204 条に規定）。同条は、主に内国歳入法⁴の規定を改正するものであり、現在、トランプ口座の制度を所管する財務省及び内国歳入庁（IRS）において、制度の詳細を定める関係連邦規則の制定作業が進められている⁵。

建国 250 周年記念日の 2026 年 7 月 4 日、トランプ口座アプリ⁶の提供が開始された。トランプ（Donald Trump）大統領は、「これは、何百万人ものアメリカ人が次世代を押し上げるために経済の力をいかす手助けをする、家族重視の（pro-family）取組である。」と述べている⁷。

2 トランプ口座の制度概要

（1）概要

トランプ口座は、18 歳未満の米国市民を対象とし、その資産形成促進のために税制優遇措置が適用される、金融機関に開設する投資用の口座である。その制度は、内国歳入法第 408 条 a

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 13 日である。

¹ 米国連邦議会における予算決議（budget resolution）とは、次年度以降 10 年先の予算の大枠を形成し、連邦議会としての全般的政策と優先策を打ち出したものであり、両院が議決するのみで大統領の署名を要しない「一致決議」（concurrent resolution）の形式をとる。この予算決議で打ち出した政策に現行法を合致させるプロセスが調整（reconciliation）であり、予算決議で改正を求められた現行法を管轄する各授權委員会が所要の改正法案を用意する。それを取りまとめたものが財政調整法案である。渡瀬義男『アメリカの財政民主主義』日本経済評論社、2012、pp.33-46 を参照されたい。

² An act to provide for reconciliation pursuant to title II of H. Con. Res. 14, P.L.119-21. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-119publ21/pdf/PLAW-119publ21.pdf>> 通称は“One Big Beautiful Bill Act”（OBBBA）であり、「一つの大きく美しい法律」などと訳される。

³ トランプ口座以外の政策事項は、チップ収入、時間外労働報酬、自動車ローン支払利息に対する各所得控除である。

⁴ Internal Revenue Code, 26 U.S.C. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2024-title26/pdf/USCODE-2024-title26.pdf>>

⁵ IRS の提案規則（Proposed Rule）が既に公表されているが、主に資産形成期間中及びその後に適用される特別規則に関する規則案については留保扱いとされている。最終規則は、トランプ口座について規定する内国歳入法第 530A 条の制定日（2025 年 7 月 4 日）から 18 か月以内に公表される予定である（同法第 7805 条(b)(2)の規定に基づく。）。Internal Revenue Service, “Trump Accounts,” 91 F.R. 11194 (Proposed Rule), 2026.3.9. <<https://www.federalregister.gov/documents/2026/03/09/2026-04533/trump-accounts>>

⁶ App Store 又は Google Play で専用アプリをダウンロードし、登録して口座を開設することができる。その後、入金、残高や投資実績の確認等ができる。“Trump Accounts.” U.S. Government website <trumpaccounts.gov>

⁷ *ibid.*

項に基づく個人退職口座（IRA）⁸の一種と位置付けられている（第 530A 条）。口座開設の対象となる子（口座受益者）は、18 歳未満で社会保障番号（SSN）を持つ者である（同条 b 項）。口座受益者に代わり、口座開設を希望する親等が申請して口座を開設し（口座開設者）、投資資金を拠出し、この拠出金を金融機関（受託者）が運用する。課税上の扱いは当該 IRA と同様に、拠出時や運用時は非課税であり、引き出し時に課税されることとなる。

口座資金の引き出しは、一部の例外を除き、口座受益者が 18 歳に達する暦年の初日より前には認められず（同条 d 項）、当該期間においては、口座資金のいかなる部分も適格投資（適格指数⁹の収益率に連動するもの等の要件を満たす投資信託又は上場投資信託をいう¹⁰。）以外の資産に投資されない（同条 b 項）。

（2）トランプ口座への拠出

口座に資金を拠出する者（拠出者）には、親や法定後見人等のほか、親の雇用主¹¹や州・地方自治体、非営利団体もなり得る（第 128 条、第 530A 条 f 項）。雇用主による従業員の子のトランプ口座への拠出は任意であるが、拠出が「トランプ口座拠出プログラム」（雇用主が従業員の利益のみを目的として策定する書面による計画）に基づく従業員との取決めを行う等の要件を満たす場合、当該従業員の総所得に含まれないものとする（第 128 条 a 項）。拠出額の上限は従業員 1 人当たり年間 2,500 ドルである（同条 b 項）。また、1 口座当たりの全拠出者の年間拠出金合計額は 5,000 ドルを超えてはならない（第 530A 条 c 項）。

（3）トランプ口座拠出パイロット・プログラム

口座開設者の申請により、2025～2028 年の間の新生児のトランプ口座には連邦政府が 1,000 ドル¹²を拠出するパイロット・プログラムが設けられている（第 6434 条）。対象となる「適格な子」（eligible child）とは税制上の「適格な子」（qualifying child）¹³であって、かつ、2025～2028 年に出生し、米国市民であり、トランプ口座が未開設という各要件を満たす者をいう（第 6434 条 c 項）。また、申請時に SSN を付記しない限り同条は適用されない（同条 e 項）。

適格な子（eligible child）ではないにもかかわらずトランプ口座を開設しようとした者に対し、過失又は規則等の無視・軽視によって行われた場合は 500 ドルの罰金、詐欺により行われた場合は 1,000 ドルの罰金に処する（第 6659 条 a 項）。

（4）その他

内国歳入法第 530A 条の改正は、2026 年から適用するものとする（OBBBA 第 70204 条 e 項）。連邦政府の拠出金は、別途使用可能な資金に加え、国庫金にある未充当の資金から財務省に対して 4 億 1000 万ドルを充当し、2034 年 9 月 30 日まで使用可能とする（同条 f 項）。

⁸ 同法第 408 条 a 項に基づく個人退職口座とは、企業年金に加入できない自営業者等の老後資金の貯蓄を促す観点から、税法上の一定の要件を満たすことによって税制上の優遇措置を受けることのできる、米国における個人年金制度の代表的な制度の一つである。適格な個人が自ら金融機関に口座を開設する。掛金に対する所得控除や運用益への課税繰り延べ（複利運用のメリットがある。）といった優遇措置が受けられる。伊藤公哉『アメリカ連邦税法—所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで— 第 9 版』中央経済社, 2024, pp.272-275.

⁹ S&P500 株式市場指数又はその他の指数で、主として米国企業の株式への投資により構成されるもの等をいう。

¹⁰ 米国財務省は 2026 年 7 月 1 日、今後投資対象とする低コストのインデックスファンドを追加公表した。U.S. Department of the Treasury, “Treasury Announces Investment Lineup for Trump Accounts,” 2026.7.1. <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/sb0551>>

¹¹ 親の雇用主からの拠出金は従業員の課税所得とはみなされず、また、雇用主にとっては従業員報酬の一部として経費に計上（損金算入）することができるメリットがある。

¹² 1 ドルは 158 円（令和 8 年 7 月分報告省令レート）。

¹³ 税法上共通の定義として同法第 152 条 c 項に規定されている。納税者の子等が納税者と同居し、年齢等の一定の要件を満たす場合に、扶養控除等の対象として適格とされる。